

## 愛媛県特別栽培農産物等認証実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、愛媛県特別栽培農産物等認証要綱（以下「要綱」という。）に基づき、特別栽培農産物等の認証に関する事務に必要な事項を定める。

(認証区分)

第2条 特別栽培農産物等の認証区分は次の各号のとおりとする。

(1) 農薬・化学肥料不使用農産物

生産過程等において節減対象農薬及び化学肥料（窒素分量）を使用しない栽培方法によって生産された農産物をいう。

(2) 特別栽培農産物

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日付け4食流第3889号）に基づき、節減対象農薬及び化学肥料（窒素分量）の使用を、栽培基準に対してそれぞれ5割以上削減する栽培方法によって生産された農産物をいう。

(3) 県認証農産物

特別栽培農産物等のうち、節減対象農薬及び化学肥料（窒素分量）の使用を、栽培基準に対してそれぞれ3割以上5割未満（または、それぞれ3割以上で節減対象農薬及び化学肥料（窒素分量）のいずれかを5割以上）削減する栽培方法によって生産された農産物をいう。

(4) 県認証農産物（養液栽培）

特別栽培農産物等のうち、節減対象農薬の使用を、栽培基準に対して3割以上削減し、養液栽培適用基準を満たした栽培方法によって生産された農産物をいう。

(5) 県GAP認証農産物

前項(1)から(4)に定める農産物であって、県が別に定める生産工程管理基準の全てに適合する生産体制により生産された農産物をいう。

(生産及び出荷の管理)

第3条 確認責任者等は、特別栽培農産物等の生産及び出荷を行うに当たっては、以下の事項に留意するものとする。

(1) 栽培責任者

栽培責任者は、次の事項を実施することにより、適切な生産及び出荷の管理を行う。

ア 特別栽培農産物等の生産計画書を作成し、産地責任者を通じて確認責任者に提出すること。

イ 生産ほ場に表示板を設置して、生産計画書に沿った栽培を行うこと。

ウ 栽培管理記録簿を作成し、産地責任者を通じて確認責任者に提出すること。

エ 施肥及び防除の時期又は内容を変更する場合は、産地責任者及び確認責任者に協議し、その了解を得ること。

オ 適正な生産情報の表示及び認証マークの使用により、特別栽培農産物等とそれ以外の農産物とを区分した出荷を行うこと。

カ 出荷記録簿を作成し、産地責任者を通じて確認責任者に提出すること。

キ 生産に当たっては、環境と調和のとれた農業生産活動規範の実践に努めること。

ク 農業生産工程管理（GAP）の取り組みに努めること。取り組み指標は別記様式第12号、13号、14号によるものとする。

## (2) 産地責任者

産地責任者は、次の事項を実施することにより、適正な生産及び出荷の管理の指導を行う。

- ア 栽培責任者から提出のあった生産計画書、栽培管理記録簿及び出荷記録簿をそれぞれとりまとめ、確認責任者に提出すること。
- イ 栽培責任者に対し、生産計画書に基づく施肥、防除等及び生産工程管理基準に基づく指導を行うとともに、適正な表示の指導を行うこと。
- ウ 栽培責任者から施肥及び防除の時期又は内容を変更する旨の協議があった場合は、確認責任者に協議し、その了解を得ること。

## (3) 確認責任者

確認責任者は、次の事項を実施することにより、栽培責任者及び産地責任者（以下「栽培責任者等」という。）による生産及び出荷の管理が適切に行われていることを確認する。なお、確認責任者は、当該地域の農業に精通し、技術、出荷、販売等の指導監督ができる職員に、その事務の全部又は一部を代行させることができるものとする。

- ア 産地責任者等から提出された生産計画書又は生産工程管理基準について、栽培ほ場又は乾燥調製の施設、品目、生産方法等を確認し、必要に応じて改善の指導を行うこと。
- イ 栽培期間中少なくとも1回以上ほ場等を巡回指導するとともに、栽培管理記録簿の記載状況等を確認し、必要に応じて改善の指導を行うこと。
- ウ 産地責任者等から施肥及び防除の時期又は内容を変更することについて協議があった場合は、その適否を判断し、生産計画変更書又は生産工程管理計画変更書を知事に提出すること。
- エ 特別栽培農産物等又は県GAP認証農産物とそれ以外の農産物とを区分した出荷が行われ、生産情報の表示及び認証マークの記載が適正に行われていることを確認するとともに、出荷記録簿の記載状況等を確認し、必要に応じて改善の指導を行うこと。
- オ エの確認の結果、疑義があれば調査を行い、不適切な場合は、直ちに知事に報告するとともに、栽培責任者等に対し、認証に係る出荷又は販売の辞退を求めること。
- カ 産地責任者等から提出された生産計画書又は生産工程管理計画書、栽培管理記録簿及び出荷記録簿を保管し、消費者、取引業者等からの求めに応じて閲覧に供すること。

## (4) 精米責任者

精米責任者は、次の事項を実施することにより、適切なたう精及び出荷の管理を行う。

- ア 精米計画書を作成し、精米確認者に提出すること。
- イ 認証された玄米とそれ以外の玄米とを区分してとう精するとともに、受払台帳を常備し、その写しを精米確認者に提出すること。

## (5) 精米確認者

精米確認者は、次の事項を実施することにより、精米責任者によるとう精及び出荷が適切に行われていることを確認する。なお、精米確認者は、とう精を指導監督できる職員に、その事務の全部又は一部を代行させることができるものとする。

- ア 精米責任者から提出された精米計画書について、とう精施設等、銘柄等を確認し、必要に応じて調査又は改善の指導を行うこと。
- イ 特別栽培米等又は県GAP認証米とそれ以外の精米とを区分した出荷が行われ、生産情報の表示及び認証マークの記載が適正に行われていることを確認すること。
- ウ とう精が行われている期間中、月1回以上とう精施設等に赴き、当該農産物の納入伝票、受払台帳等により適正なたう精及び表示内容を確認し、必要に応じて改善の指導を行うこと。
- エ ウの確認の結果、疑義がある場合は、調査を行い、不適切な場合は、直ちに知事に報告す

るとともに、精米責任者に対し、認証に係る出荷の辞退を求めること。

オ 精米責任者から提出された精米計画書及び受払台帳の写しを保管し、消費者、取引業者等からの求めに応じて閲覧に供すること。

(栽培基準等)

第4条 要綱第3条第1項第1号に規定する栽培基準は、別記1「愛媛県栽培基準」のとおりとする。

- 2 栽培責任者は、農薬を使用する場合は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準に違反してはならない。
- 3 栽培責任者は、節減対象農薬及び化学肥料（窒素成分量）を削減する場合は、県が定める「愛媛県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を参考に代替技術を導入するものとする。
- 4 栽培責任者は、遺伝子組替え技術により育成された種子及び種苗を使用してはならない。

(養液栽培適用基準)

第5条 要綱第10条第1項第5号に規定する適用基準は、別記2「養液栽培適用基準」のとおりとする。

(県GAP認証農産物基準)

第6条 要綱第12条に規定する適用基準は別記6「県GAP認証基準」のとおりとする。

(委員会の運営)

第7条 要綱第4条第2項に規定する委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別記3「愛媛県特別栽培農産物等認証委員会設置要領」のとおりとする。

(生産及び生産工程管理登録の手続)

第8条 要綱第6条第1項に規定する生産登録申請書は、別記様式第1号によるものとし、関係書類を添付して、委員会に置く審査会（以下「審査会」という。）の開催30日前までに地方局産業振興課長に提出しなければならない。

- 2 地方局産業振興課長は、確認責任者から生産登録申請書の提出があった場合は、別記様式第2号による報告書を添えて知事に進達するものとする。
- 3 要綱第6条第2項に規定する通知は、別記様式第3号によるものとする。
- 4 要綱第6条第1項に規定する生産工程管理登録申請書は、別記様式第1号-1によるものとし、その手続きは生産登録に準ずるものとする。
- 5 生産管理に不備がある場合は、30日以内に改善報告を提出することによって、認証を受けることができる。

(生産及び生産工程管理登録の変更及び辞退の手続)

第9条 要綱第8条第1項に規定する生産登録の変更届出は、次のいずれかを変更するときに行わなければならない。

- (1) 栽培責任者
- (2) 栽培ほ場の所在地
- (3) 栽培面積

- 2 要綱第8条第1項に規定する変更又は辞退の届出は、別記様式第11号によるものとし、変更の

場合は栽培開始前日までに、辞退の場合は速やかに地方局産業振興課長に提出しなければならない。

- 3 地方局産業振興課長は、確認責任者から生産登録変更（生産登録辞退）届出書の提出があった場合は、知事に進達するものとする。
- 4 生産工程管理登録の変更及び辞退は生産登録の変更及び辞退に準ずる。

#### （認証の手続）

第10条 要綱第9条第1項に規定する出荷認証申請書は、別記様式第4号によるものとし、関係書類を添付して、審査会の開催20日前までに地方局産業振興課長に提出しなければならない。

- 2 地方局産業振興課長は、確認責任者から出荷認証申請書の提出があった場合は、知事に進達するものとする。
- 3 要綱第9条第2項に規定する精米認証申請書は、別記様式第5号によるものとし、関係書類を添付して、審査会の開催20日前までに地方局産業振興課長に提出しなければならない。
- 4 地方局産業振興課長は、精米確認者から精米認証申請書の提出があった場合は、知事に進達するものとする。
- 5 要綱第10条第2項に規定する通知は、別記様式第6号によるものとする。
- 6 要綱第11条第2項に規定する通知は、別記様式第7号によるものとする。

#### （表示及び認証マークの使用）

第11条 要綱第13条に規定する基準は、別記4「愛媛県特別栽培農産物等認証表示基準」のとおりとする。

#### （実績の報告）

第12条 要綱第14条に規定する実績報告書は、別記様式第8号又は別記様式第9号によるものとし、関係書類を添付して、速やかに地方局産業振興課長に提出しなければならない。

- 2 地方局産業振興課長は、確認責任者から実績報告書の提出があった場合は、知事に進達するものとする。

#### （認証の取消し）

第13条 要綱第18条第1項に規定する通知は、別記様式第10号によるものとする。

#### （残留農薬の分析調査）

第14条 要綱第19条第2項に規定する残留農薬の分析調査に関して必要な事項は、別記5「残留農薬分析調査実施要領」のとおりとする。

#### （他機関との連携）

第15条 審査会は、残留農薬調査の結果、食品衛生法に定める「食品、添加物等の規格基準」を超える残留農薬成分量が検出された場合には、直ちに食品衛生担当部署にその旨を連絡する。

#### 附 則（平成15年4月1日）

- 1 この実施要領は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成16年4月1日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月1日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月28日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月27日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月20日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成19年4月23日から施行する。

附 則（平成19年12月26日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月28日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成21年11月28日から施行する。

附 則（平成22年4月1日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月10日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成22年9月10日から施行する。

附 則（平成22年11月30日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成22年11月30日から施行する。

附 則（平成24年1月16日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成24年1月16日から施行する。

附 則（平成24年4月2日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成24年4月2日から施行し、改正後の第6条の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月21日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月22日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成26年12月22日から施行する。

附 則（平成28年3月29日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月7日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成28年12月7日から施行する。

附 則（平成29年12月7日一部改正）

- 1 この実施要領は、平成29年12月7日から施行する。

附 則（令和元年5月13日一部改正）

- 1 この実施要領は、令和元年5月13日から施行する。

附 則（令和2年4月1日一部改正）

- 1 この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。